

秋田市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションSORA	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県 庁第二庁舎3F創業支援室B-6	令和8年4月1日
ケアプランセンターwith	秋田市東通仲町5番40号	令和8年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
介護支援センターふるさと	秋田市手形字才ノ浜27番地6	令和8年4月15日